

一般財団法人日本救急医療財団 役員選考委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人日本救急医療財団定款第49条の規定に基づき、一般財団法人日本救急医療財団定款第29条に定める、理事及び監事の選任について、候補者を選出するため役員選考委員会（以下「選考委員会」という）を置く。

(構 成)

第2条 選考委員会は、理事及び評議員の中から理事長により指名された5名によって構成する。ただし、理事長、副理事長、常務理事及び監事を除く。

- 2 委員会に委員長を置き、理事長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があった場合はその職務を代理する。

(会 議)

第3条 選考委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 役員候補者の選考にあたっては、委員の過半数の出席で成立し、過半数の賛成を以て議決することができる。

(推 薦)

第4条 選考委員会で選任された候補者は、理事会に報告するとともに、理事長は評議員会に推薦する。

付 則

この規程は、平成22年 4月26日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年 5月10日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年 3月10日から施行する。